

空売り規制の総合的な見直しに係る「業務規程」等の一部改正について

平成 25 年 10 月 8 日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今般、2013年11月5日に施行予定となっている、空売り規制の総合的な見直しに伴い、「業務規程」等の一部改正を行います。

改正の概要は、以下のとおりです。

II. 改正概要

1. 改正のポイント

空売り規制の総合的な見直しにおいて、価格規制については、従来の全銘柄に恒常的に価格規制が適用される体系から、一定の条件を満たした銘柄のみに価格規制が適用される、トリガー型（米国型）の体系に見直されます。

ここで、一定の条件とは「基準価格から10%以上下落したこと」とされており¹、当該基準価格については、「前日最終価格（気配を含む、権利落ち調整後）を基礎として算出するものとして、取引所がその業務規程において定める価格」とされております²。

本規定に基づき、当該基準価格について、当日の「呼値の制限値幅の基準値段³」と同じ値段として取扱うこととし、業務規程に呼値の制限値幅の基準値段と同内容の項目を新設するための規則改正を行うものです。

その他、空売り規制の総合的な見直しにおいて、いくつか条文番号が変更されることに伴い、関連する規則の条文引用箇所を変更いたします。

規則改正の具体的な内容につきましては、別紙の新旧対照表（案）をご参照ください。

2. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

(備考)

業務規程第16条

受託契約準則第6条他

III. 施行日

この制度改正は、平成25年11月5日から施行します。

以上

¹ 金商法施行令第26条の4第1項及び取引規制府令第12条第6項

² 取引規制府令第12条第5項

³ 呼値の制限値幅に関する規則第4条